

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可の申請等における  
レンタル車両の取扱いに関する調査結果報告 (平成 27 年 6 月)

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
収集運搬部会運営委員会

1. 調査概要

(1) 調査目的

収集運搬部会では、各自治体における許可の申請等に係るレンタル車両の取扱いについて把握し、今後の検討資料に資することを目的として、調査を実施し取りまとめた。

(2) 実施状況

各都道府県および廃棄物処理法政令市の廃棄物行政主管部(局)に対して、連合会から調査票を配付・回収した。配布・回収状況は表 1 のとおりである。

表 1 調査の実施状況

① 調査方法	郵送での配布。FAX とメールでの回収。			
② 調査期間	平成 27 年 4 月 27 日～平成 27 年 5 月 15 日			
③ 配付先 及び 回収数 (回収率)	[配付先]			
	各都道府県・廃掃法政令市の廃棄物行政主管部(局)			
	[配付数および回収数]			
	送付数			
		配付数	回収数	回収率
	全体	111	111	100%
	都道府県	47	47	100%
	政令市	64	64	100%

(3) 質問項目

本調査における調査項目は表 2 のとおりである。

表 2 質問項目

1.許可申請時	①レンタル車両の登録可否
	②添付する書類に関する事項
	③レンタル車両にのみ求められる条件
	④特別管理廃棄物の場合 (1.①～③までと同様であるか?)
2.許可変更時	①レンタル車両の登録可否
	②レンタル車両にのみ求められる条件
	③特別管理廃棄物の場合 (2.①～②までと同様であるか?)
3.根拠法令等	①根拠となる法令、条例・規則、行政指導、内規等に関する事項
	②根拠となる条例・規則、行政指導、内規等の名称及び関連情報の掲載箇所 (URL)

## 2. 調査結果

### (1) 許可申請時におけるレンタル車両の取扱い

#### ① 産業廃棄物の許可申請におけるレンタル車両の登録可否

産業廃棄物収集運搬業の許可申請時において、「レンタル車両を事業の用に供する施設とすることができる」と回答した自治体は、全体で 88.3% (98 自治体)、都道府県で 89.4% (42 自治体)、廃掃法政令市で 87.5% (56 自治体)であった(図 1)。

また、同一都道府県において都道府県と廃掃法政令市の回答が異なっているのは、栃木県、埼玉県、神奈川県、香川県で、それ以外の都道府県は同じであった。栃木県、埼玉県においては、廃掃法政令市では登録できないが、県では登録でき、神奈川県においては、一部の廃掃法政令市では登録できないが、県では登録でき、香川県においては、県では登録できないが、廃掃法政令市では登録できるという結果であった(表 3)。

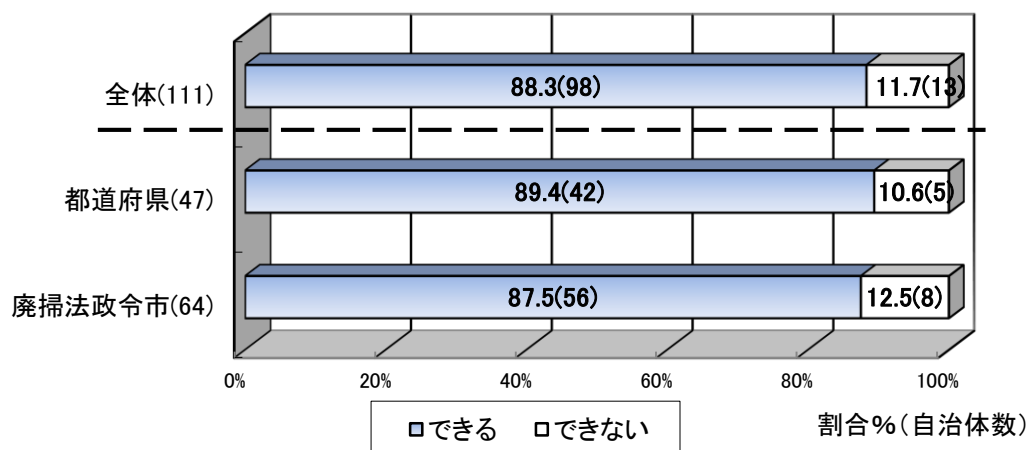


図 1 許可申請時におけるレンタル車両の登録可否

表 3 同一都道府県において廃掃法政令市と回答が異なる県の一覧

	県	廃掃法政令市
栃木県・埼玉県	○	×
神奈川県	○	× (一部○)
香川県	×	○

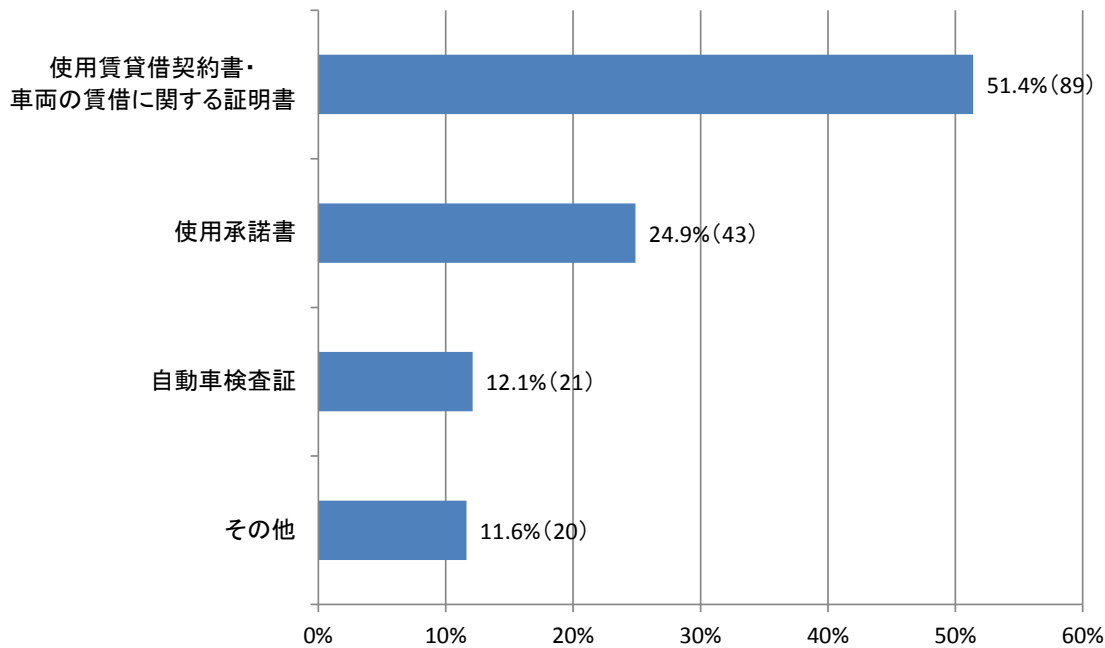
○:できる ×:できない

② 添付しなければならない書類の内容

レンタル車両を事業の用に供する施設として申請する際に求められる書類は、「使用賃貸借契約書・車両の賃借に関する証明書」の提出を求めている自治体が 89 (都道府県 36 政令市 53) と最も多い (図 2)。

「その他」の添付資料として、以下が挙げられた。

- 操作担当者等の雇用証明書等 (3 自治体)
- 操作担当表 (2 自治体)
- 駐車場の配置図 (1 自治体)
- 駐車場等の関係書類 (土地の賃貸借契約書等) (1 自治体)



( ) は自治体数

図 2 添付資料の内容〈複数回答〉(回答自治体数 n=98)

### ③ レンタル車両にのみ求められる条件の有無と内容

「レンタル車両を事業の用に供する施設とすることができる」と回答した 98 自治体のうち、一定の条件があるのは、全体で 39.8% (39 自治体/98 自治体)、都道府県で 52.4% (22 自治体/42 自治体)、廃掃法政令市で 30.4% (17 自治体/56 自治体) であった (図 3)。

条件の内容を見ると、賃貸借期間に係る内容が約 6 割と過半数を超えている。賃貸借期間は 1 年以上とする回答が最も多かった (図 4)。

自治体におけるレンタル車両に関する条件を表 4 のとおり整理する。「その他」として、以下が挙げられた。

- 名義貸しの内容とならないこと。
- 専属的に使用できること (他の業者が使用する車両ではないこと)。
- 法的記載事項をマグネット等で仮貼付。
- 賃貸借契約書または使用承諾書の写しに記載される貸借の目的に「廃棄物処理業に使用する」旨を記載。

福井県、滋賀県、東大阪市、奈良県においては、「その他」の内容が同一もしくは類似しており、産業廃棄物収集運搬業の許可申請様式「車両の貸借契約に関する証明書」の貸借契約の内容となっている。

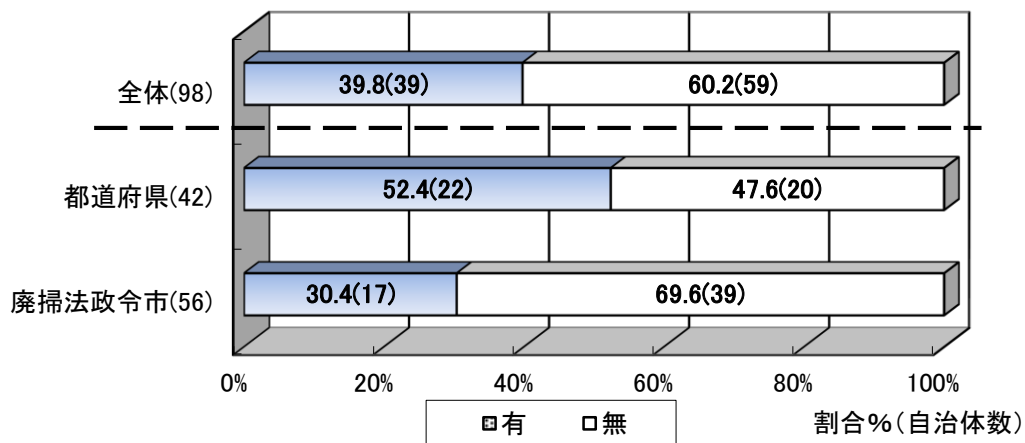
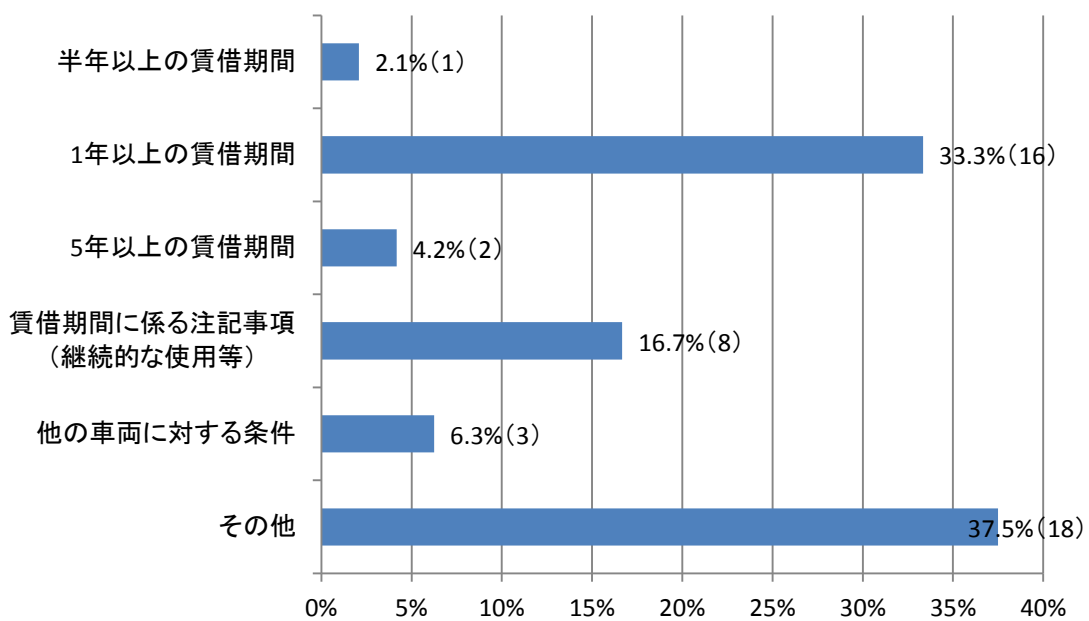


図3 許可申請時における条件の有無



○ は自治体数

図4 レンタル車両に関する条件〈複数回答〉(回答自治体数 n=39)

表 4 自治体におけるレンタル車両に関する条件

都道府県 政令市	賃借期間	賃借期間に係る注記事項	台数制限	その他
北海道	1年以上			
旭川市	1年以上			
青森県	1年以上			他の収集運搬業者の運搬車両と併用していないこと。
盛岡市		継続的に使用できること。		名義貸しの内容とならないこと。
秋田県	1年以上			
秋田市		当該許可期間中、賃貸契約の期間があること。		
山形県			占有権を有する車両を1台以上所有していること(レンタル車両のみでないこと)。	
福島県		継続的に使用できること。		
栃木県	半年以上			他の処理業者が使用する運搬車両でないこと。
群馬県			レンタル車両のみでの申請は認められない。	
埼玉県	1年以上			法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保することが必要。
千葉県	1年以上			法定記載事項をマグネット等で仮貼付。
千葉県	1年以上			
船橋市	1年以上			
柏市	1年以上			
川崎市	1年以上			専属的に使用できること。
相模原市	1年以上			
新潟県		運搬車両のすべてを賃借している場合は、それらの車両のうち少なくとも一台は申請者が当該車両を長期継続的に使用する権原を有するものがあること。 長期継続的に使用する権原を有するものは、原則としてファイナンスリースに類するもの(契約期間中は解約できず、リース会社が設備投資分を回収するまでの期間を契約期間とするもの)をいう。		
富山県	1年以上			借主または借主の従業員が当該車両を運転すること。 仮にレンタル車両のみで許可申請がされた場合、車両のレンタル期限が過ぎた時点で許可要件を満たせなくなり、許可取り消しの対象になってしまうため、その点を担保する対策を求める。
富山市				
福井県				①借主または借主の従業員が当該車両を使用して産廃収集運搬を行うものであって、貸主が借主の名義で産廃収集運搬を行うものではないこと。 ②貸主は契約に定める期間において借主および借主の従業員以外の者に当該車両を使用させないこと。 ③借主は、借主の従業員以外の者に当該車両を使用させないこと。
山梨県	1年以上			
愛知県		継続的に使用できること。		
豊橋市		継続的に使用できること。		名義貸しの内容とならないこと。
滋賀県				①借主または借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主または貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業を行うものではないこと。 ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業に使用するものではないこと。 ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。
大阪府				借主、貸主双方の事業者の押印(法人:代表者印、個人:個人印)があること。
大阪市				借主または借主の従業員が当該車両を運転すること。 貸主は、借主が車両を借用している間、他の者に重ねて使用させないこと。
東大阪市				①借主または借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主または貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業を行うものではないこと。 ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業に使用するものではないこと。 ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。
西宮市	1年以上			
奈良県				①借主または借主の従業員が当該車両を使用するものであり、貸主または貸主の従業員が当該車両を使用するといった貸主が借主の名義で産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業を行うものではないこと。 ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業に使用するものではないこと。 ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産廃廃棄物(特別管理産廃廃棄物)収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものではないこと。
鳥取県	5年以上		もしくは少なくとも1台以上が5年以上の車両賃貸借期間を有すること。	
福岡県	5年以上			
北九州市	1年以上			
大牟田市	5年以上			
佐世保市				事例はないが、申請された車両がすべてレンタルの場合等は、個別判断で条件を付することもあると史料する。
熊本県			1台以上は自己所有の車両が必要。	
大分県		継続的に使用できること。		
大分市		長期の車両賃貸借期間を有すること。		
沖縄県				賃貸借契約書または使用承諾書の写しに記載される賃借の目的には「廃棄物処理業に使用する」旨を記載。

※空欄は特に該当する条件なし  
※回答の内容を事務局で短くまとめている

#### ④ 特別管理廃棄物の場合

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請時の取り扱いにおいても、111自治体全て産業廃棄物収集運搬業の許可申請時の取り扱い（１）①～③と同じであった。

### (2) 変更の届出時におけるレンタル車両の取扱い

#### ① レンタル車両の登録可否

産業廃棄物処理業に係る変更の届出時において、「レンタル車両を事業の用に供する施設とすることができる」と回答した自治体は、全体で89.2%（99自治体）、都道府県で91.5%（43自治体）、廃掃法政令市で87.5%（56自治体）であった（図5）。

産業廃棄物収集運搬業の許可申請時と登録の可否の取扱い（（1）①）が異なる自治体は徳島県のみで、それ以外の自治体は同じであった。徳島県においては、許可申請時には登録できないが、変更の届出時には、その理由が妥当であるか検討した上でやむを得ない場合に限り、登録を認めることとされている。

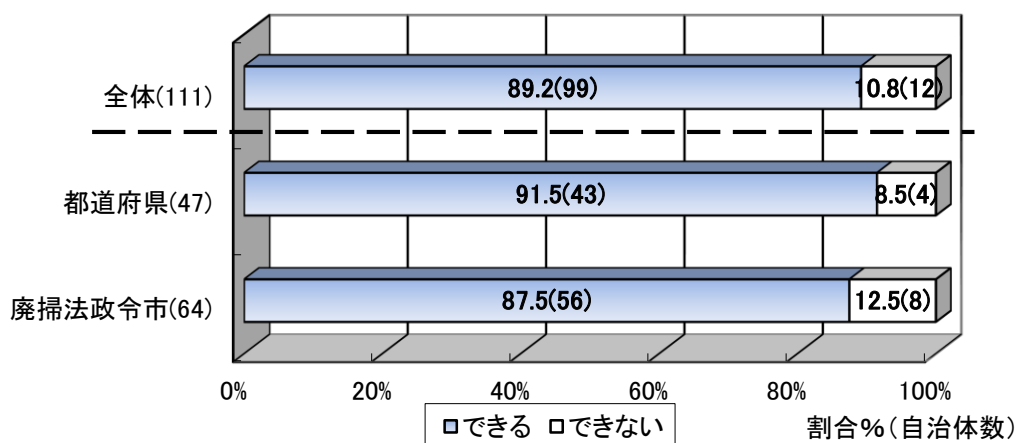


図5 変更の届出時におけるレンタル車両の登録可否

#### ② 条件の有無と内容

「レンタル車両を事業の用に供する施設とすることができる」と回答した99自治体の中で、一定の条件があるのは、全体で39.4%（39自治体／99自治体）、都道府県で51.2%（22自治体／43自治体）、廃掃法政令市で30.4%（17自治体／56自治体）であった（図6）。

産業廃棄物収集運搬業の許可申請時と条件の内容（（1）③）が異なる自治体は山梨県、鳥取県、徳島県で、それ以外の自治体は同じであった。山梨県、徳島県においては、変更の届出時にはやむを得ない場合のみ、といった条件が付いており、鳥取県においては、許可申請時に5年以上の車両賃貸借期間を有する等の条件はあるものの、変更の届出時での条件はなかった（表5）。

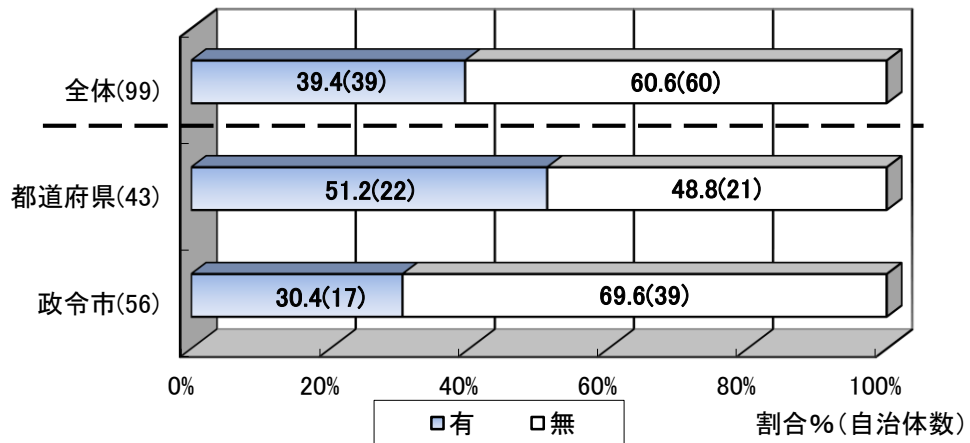


図 6 変更の届出時における条件の有無

表 5 許可申請時と変更の届出時の条件が異なる県の一覧

	許可申請時	変更の届出時
山梨県・徳島県	条件なし	やむを得ない場合のみ
鳥取県	5年以上の賃借期間	条件なし

### ③ 特別管理廃棄物の場合

特別管理産業廃棄物の場合においても、111 自治体全て産業廃棄物収集運搬業の変更の届出時の取扱い（(2) ①～②）と同じであった。

### (3) 根拠法令等

根拠法令等は、都道府県及び廃掃法政令市ともに「廃棄物処理法及び政省令」に基づく回答した自治体が 69 と最も多く、次いで、「産業廃棄物処理業許可関係取扱要領等の関係事務処理内規」に基づく回答した自治体が 33 と多い。

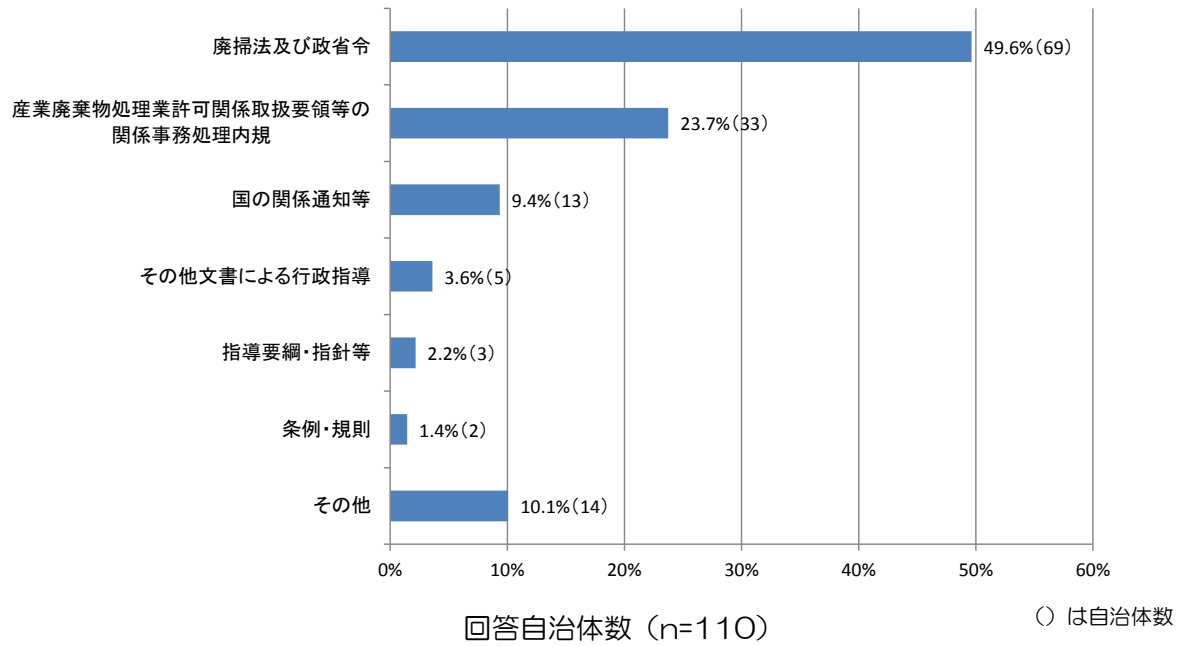
「産業廃棄物処理業許可関係取扱要領等の関係事務処理内規」に基づく回答は、都道府県の回答は 3 割を超えているが、廃掃法政令市の回答 2 割弱であった。（図 7）。

「その他」として、以下が挙げられた（参考資料 1）。

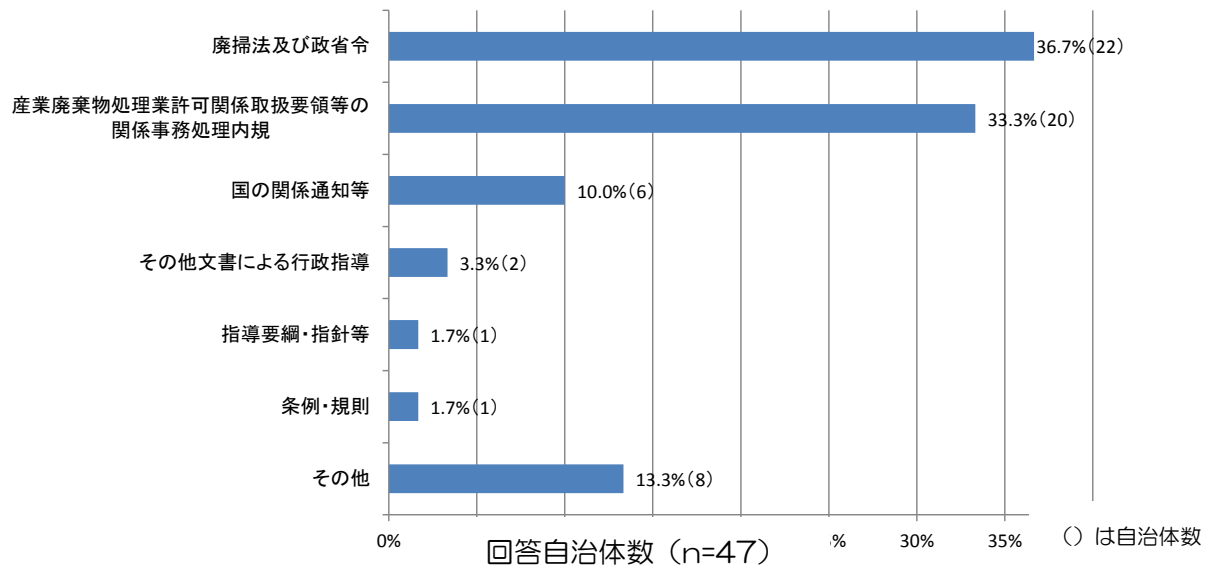
- 産業廃棄物・特別管理収集運搬業の許可申請等の手引き
- 産業廃棄物収集運搬業等の許可申請書作成の要領
- 産業廃棄物事務取扱要領
- レンタルではなく 1 年以上を目安としたリース契約による車両の使用を指導している
- 陸運支局の指導に基づく
- 廃棄物処理法にレンタル車両を不可とする根拠がない
- 慣例によって取り扱っている、文書による定めはない



## ■全体



## ■都道府県



## ■ 廃掃法政令市

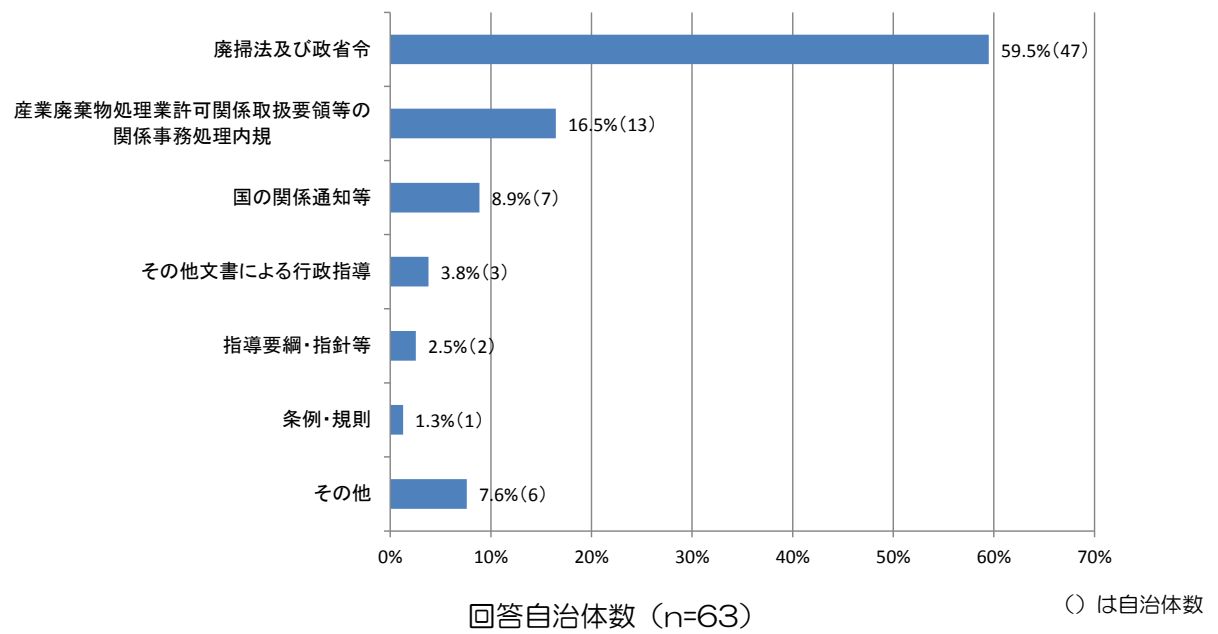


図 7 根拠法令等 (全体・都道府県・廃掃法政令市) <複数回答>

都道府県 政令市	(1)許可申請時				(2)変更届出時				(3)根拠法令等					
	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②添付書類 ○:有 ×:無	③条件 ○:有 ×:無	④特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②条件 ○:有 ×:無	③特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①:廃掃法及び政省令 ②:国の関係通知等 ③:条例・規則 ④:指導要綱・指針等 ⑤:その他文書による行政指導 ⑥:産廃処理業許可関係取扱 要領等の関係事務処理内規 ⑦:その他	名称	URL	その他			
1	北海道	○	○	賃貸契約書の写し等、使用権原を有することを証する書類	○	原則として、1年以上の車両賃貸借期間を有すること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①②⑥	産業廃棄物関係事務処理要領	
	札幌市	○	○	賃貸契約書の写し、使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	①		
	函館市	○	○	車両使用承諾書または賃貸借契約書	×		○	○	×		○	①		
	旭川市	○	○	賃貸借契約書、使用承諾書の写し	○	借用期間は原則1年以上。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑥	産業廃棄物関係事務処理要領	非公開
2	青森県	○	○	賃貸借契約書等の写し	○	・全ての車両について「必要な時だけ借りる」という借用形態では、事業の用に供する施設について継続して業を営むだけの使用権限があるとは認められないので、最低限1台は1年以上継続して使用できる車両であること。 ・他の収集運搬業者の運搬車両と併用していないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑥	産業廃棄物関係事務取扱要領	
	青森市	○	○	賃貸借契約書の写し	×		○	○	×		○	⑥	産業廃棄物関係事務処理要領	
3	岩手県	○	○	賃貸契約書の写し	×		○	○	×		○	⑥		
	盛岡市	○	○	賃貸契約書の写し	○	名義貸しの内容とならないこと。また、使用権原に制約がなく、継続的に使用できること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①		
4	宮城県	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	①		
	仙台市	○	○	車検証の写し、賃貸契約の写し	×		○	○	×		○	①		
5	秋田県	○	○	賃貸借契約書の写し	○	1年以上の車両賃貸借期間を有すること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑥		
	秋田市	○	○	車検証および賃貸借契約書の写し	○	特に定めてはいないが、当該許可期間中、賃貸契約の期間があることを指導している。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①		
6	山形県	○	○	・車検証の写し ・賃貸借契約書、使用承諾書等 使用権を有することがわかる書類	○	占有権を有する車両を1台以上所有していること。(レンタル車両のみでないこと)	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①		
7	福島県	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	○	契約(承諾)内容より、継続的に使用する権原が確認できること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	②		
	郡山市	○	○	賃貸借契約書の写し、使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	⑥	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き	
	いわき市	○	○	賃貸借契約書や使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	⑦		レンタル車両を不可とする根拠がないため。
8	茨城県	○	○	賃貸借契約書の写し、使用承諾書の写し	×	ただし、特段の理由がある場合を除き、数日間等短期間契約のものは不可。	○	○	×	(1)の③と同じ	○	④	産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類一覧	<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/seikatsukankyo/haitai/documents/0228n0160p04.pdf">http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/seikatsukankyo/haitai/documents/0228n0160p04.pdf</a>
9	栃木県	○	○	・自動車検査証の写し ・賃貸借契約書または使用貸借契約書の写し	○	継続的(半年以上とする)な使用権原を有すること。 栃木県の許可において、他の処理業者が使用する運搬車両でないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑦	産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可に係る審査基準	<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/documents/kijyun.pdf">http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/documents/kijyun.pdf</a>
	宇都宮市	×					○	×			○	⑦		産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手
10	群馬県	○	○	貸借契約書または使用貸借契約書の写し	○	レンタル車両のみでの申請は認められない。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①		
	前橋市	○	○	車検証および賃貸借契約書の写し	×		○	○	×		○			
	高崎市	○	○	賃貸借契約書や自動車検査証の写し等、使用権限が確認できるもの	×		○	○	×		○	①,②		
11	埼玉県	○	○	・県指定様式「(5)借上げ車両を登録する場合の添付書類」 ・車両の賃貸借契約書の写しまたは使用貸借契約書の写し(車検証の使用者と所有者が異なる場合は、使用者と申請者との間で車両の貸借契約をすることについて、所有者が了承していることを証明する書類も必要) ・駐車場の車両配置図 ・申請者名義または車両の貸主名義での駐車場の土地の全部事項証明書または賃貸借契約書の写し(貸主名義の場合は、貸主と申請者との雇用契約書または雇用関係を証する書類も必要)	○	・車両の貸借契約には、1年以上の期間、独占継続的に使用することと産業廃棄物の収集運搬業の用に供することを明示することが必要。 ・法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要がある。(車両の貸主名義での駐車場確保は認められない。)	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①,⑤	借上げ車両を登録する場合の添付書類	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/documents/610590.docx">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/documents/610590.docx</a>
	さいたま市	×					○	×			○	①		
	川越市	×					○	×			○	①		

都道府県 政令市	(1)許可申請時				(2)変更届出時				(3)根拠法令等					
	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②添付書類 ○:有 ×:無	③条件 ○:有 ×:無	④特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②条件 ○:有 ×:無	③特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①:廃掃法及び政省令 ②:国の関係通知等 ③:条例・規則 ④:指導要綱・指針等 ⑤:その他文書による行政指導 ⑥:産廃処理業許可関係取扱 要領等の関係事務処理内規 ⑦:その他	名称	URL	その他			
12 千葉県	千葉県	○	○	①車検証(使用者の欄が明記されていること) ②貸借契約書の写し(①に該当しない場合) ③使用承諾書の写し(②に産業廃棄物収集運搬業に供することが明記されていない場合)	○	添付書類が②③の場合、1年以上の車両貸借期間を有する。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑦		許可申請等の手引き
	千葉市	○	○	・期間入り賃貸借契約書の写し ・産業廃棄物収集運搬使用の承諾書の写し	○	・1年以上の車両賃貸借期間を有する。 ・法定記載事項をマグネット等で仮貼付。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑥	産業廃棄物収集運搬業許可申請書確認時の注意点	一般公開せず
	船橋市	○	○	・車検証の写し ・賃貸借契約書の写し(車検証の使用者欄に申請事業者が記載されていない場合)	○	1年以上の車両賃貸借期間を有すること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①,②		
	柏市	○	○	賃貸借契約書の写し	○	・賃貸借等の期間が1年以上。 ・産業廃棄物収集運搬業の用に供することを明記(明記されていない場合は、その旨の承諾書の添付)。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑦		許可申請に係る提出書類一覧
13 東京都	×						○	×			○	⑦		
14 神奈川県	神奈川県	○	○	賃貸借契約書の写し、使用貸借契約書の写し	×		○	○	×		○	①,②		
	横浜市	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	①		
	川崎市	○	○	車検証、賃貸借契約書の写し等の使用権原を有することを証する書類	○	専属的に使用ができ、1年以上の契約期間を有すること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①		
	横須賀市	×					○	×			○	⑦		レンタル車両については、その使用権原の確認が困難な場合や責任の所在が不明な場合等があることから、レンタルではなく1年以上を目安としたリース契約による車両の使用を指導している。 なお、リース車両の場合において使用権原を確認する資料として、当該車両の車検証および当該車両のリースに係る契約書の写しを申請書類等に添付することとしている。
相模原市	○	○	賃貸借契約書の写し、使用承諾書の写し	○	1年以上の車両賃貸借期間を有すること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①,⑦		運用	
15 新潟県	新潟県	○	○	賃貸借契約書等の写しまたは車両等施設使用承諾書(県様式第7号)	○	運搬車両のすべてを賃借している場合は、それらの車両のうち少なくとも一台は申請者が当該車両を長期継続的に使用する権原を有するものがあること。長期継続的に使用する権原を有するものとは、原則としてファイナンスリースに類するもの(契約期間中は解約できず、リース会社が設備投資分を回収するまでの期間を契約期間とするもの)をいう。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①,⑥	産業廃棄物処理業許可関係事務処理要領	
	新潟市	○	○	賃貸借契約書の写しまたは車両等施設使用承諾書(市様式第6号)	×		○	○	×		○	①		
16 富山県	富山県	○	○	車両の賃借に関する証明書	○	・原則1年以上の賃貸借期間を有すること。 ・借主または借主の従業員が当該車両を運転すること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑦		産業廃棄物収集運搬業等許可申請書作成の要領
	富山市	○	○	・車検証の写し ・賃貸借契約書の写し(車検証の所有者欄、使用者欄に届出者名の記載がない場合)	○	仮にレンタル車両のみで許可申請がされた場合、車両のレンタル期限が過ぎた時点で許可要件を満たせなくなり、許可取り消しの対象になってしまうため、その点を担保する対策を求めることになる。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①		
17 石川県	石川県	○	○	賃貸借契約書または所有者等の使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	⑥	産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引	<a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/tetsuzuki/sanpai_kyoka/shushuunpangyokya.html">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/tetsuzuki/sanpai_kyoka/shushuunpangyokya.html</a>
	金沢市	○	○	自動車検査証の写しおよび賃貸借契約書等	×		○	○	×		○	①		
18 福井県	○	○	車両の賃借契約に関する証明書	○	①借主または借主の従業員が当該車両を使用して産廃収集運搬を行うものであって、貸主が借主の名義で産廃収集運搬を行うものではないこと。 ②貸主は契約に定める期間において借主および借主の従業員以外の者に当該車両を使用させないこと。 ③借主は、借主の従業員以外の者に当該車両を使用させないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑥	各申請様式(廃棄物処理法関係)	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/saisokubeppyou.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/saisokubeppyou.html</a>	

都道府県 政令市	(1)許可申請時				(2)変更届出時				(3)根拠法令等					
	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②添付書類 ○:有 ×:無	③条件 ○:有 ×:無	④特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②条件 ○:有 ×:無	③特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①:廃掃法及び政省令 ②:国の関係通知等 ③:条例・規則 ④:指導要綱・指針等 ⑤:その他文書による行政指導 ⑥:産廃処理業許可関係取扱 要領等の関係事務処理内規 ⑦:その他	名称	URL	その他			
19 山梨県	○	○	賃貸借契約書または使用賃借書の写し	○	1年以上の賃借期間であること。	○	○	○	建設工事等で一時的に車両を追加する場合、工期中等の一定期間に限り1年未満の賃貸借契約でも認めている。 なお、行政指導の範囲で、一つの車両を同時期に2社以上で利用することを禁じている。例えば、Aの産業廃棄物収集運搬業者がBの同業者に一定期間賃貸借した場合、その期間中はBが独占的に使用するものであり、Aは使用しないこと。	○	①,⑥	産業廃棄物収集運搬業許可事務マニュアル		
20 長野県	○	○	・申請者が車両を使用する権原を有することを証する書類 ・操作担当者表 ・操作担当者の雇用証明書 ・操作担当者の雇用関係の成立を疎明する資料	×		○	○	×		○	⑤	産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る申請者と車検証名義の異なる収集運搬車両の取扱いについて(通知)		
	長野市	○	賃貸借契約書の写し、操作担当者表、雇用契約書	×		○	○	×		○	⑤	産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引	<a href="https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/77840">https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/77840</a>	
21 岐阜県	○	○	貸渡契約書の写し等	×		○	○	×		○	⑦			廃掃法にレンタカーを禁止する根拠がないため。
	岐阜市	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	①			
22 静岡県	×					○	×			○	①,⑥	産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kan/kyou/ka-040/jimutori01.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kan/kyou/ka-040/jimutori01.html</a>	
	静岡市	×				○	×			○	①			
	浜松市	×				○	×			○	①,⑥	産業廃棄物処理業及び処理施設許可関係事務取扱要領	<a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai/documents/jimutori.pdf">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai/documents/jimutori.pdf</a>	
23 愛知県	○	○	賃借契約書の写し	○	継続して使用できる契約であって、その使用権原に制約がないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①			
	名古屋市	○	賃借契約書の写し	×		○	○	×		○	①,⑥	産業廃棄物処理業等許可事務取扱要綱	HPでの公開せず	
	豊橋市	○	賃貸借契約書等の写し	○	・名義貸しの内容とならないこと。 ・使用権原に制約がなく、継続的に使用できること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	⑥	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業申請の手引き	<a href="http://www.city.toyohashi.lg.jp/5422.htm">http://www.city.toyohashi.lg.jp/5422.htm</a>	
	豊田市	○	賃貸借契約書の写し	×		○	○	×		○	①			
	岡崎市	○	○	自動車検査証および賃貸借契約書の写し	×		○	○	×		○	①		
24 三重県	○	○	賃貸借契約書の写し 使用承諾書の写し 使用権原を有することの証明書のいずれか	×		○	○	×		○	①			
25 滋賀県	○	○	賃借契約書の写し、車両の賃借等に関する証明書等	○	①借主または借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主または貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業を行うものではないこと。 ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業に使用するものではないこと。 ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①,②,⑦			産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 収集運搬業(積替え・保管を含まない)の許可の手引き
	大津市	○	○	車両の賃借に関する証明書	×		○	○	×		○	①		
26 京都府	×					○	×			○	⑥	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可・届出事務処理要領等 (特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替えまたは保管を含まない)の許可申請について	(手引きのURL) <a href="http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/documents/tebiki.pdf">http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/documents/tebiki.pdf</a>	
	京都市	×				○	×			○	①			

都道府県 政令市	(1)許可申請時				(2)変更届出時				(3)根拠法令等						
	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②添付書類 ○:有 ×:無	③条件 ○:有 ×:無	④特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②条件 ○:有 ×:無	③特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	④特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①:廃掃法及び政省令 ②:国の関係通知等 ③:条例・規則 ④:指導要綱・指針等 ⑤:その他文書による行政指導 ⑥:産廃処理業許可関係取扱 要領等の関係事務処理内規 ⑦:その他	名称	URL	その他			
27	大阪府	○	○	車両の貸借に関する証明書	○	借主、貸主双方の事業者の押印(法人:代表者印、個人:個人印)があること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①			
	大阪市	○	○	貸借に関する証明書	○	借主または借主の従業員が当該車両を運転すること。 貸主は、借主が車両を借用している間、他の者に重ねて使用させないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①,②			
	堺市	○	○	車両の貸借に関する証明書	×		○	○	×		○	①,④,⑤	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含まない)許可の手引き	http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3229/00010718/H27.4tebiki.pdf	堺市産業廃棄物事務取扱要綱
	東大阪市	○	○	車両の貸借に関する証明書(貸主、借主双方の押印があるもの)の原本	○	①借主または借主の従業員が当該車両を運転するものであり、貸主または貸主の従業員が当該車両を運転するなど貸主が借主の名義で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業を行うものではないこと。 ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業に使用するものではないこと。 ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものでないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①			
	高槻市	○	○	賃貸契約書の写し、使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	①			
豊中市	○	○	賃貸契約書の写しまたは車両の貸借等に関する証明書等、申請者が使用する権原を有することを証する書類	×		○	○	×		○	①				
28	兵庫県	○	○	車両の貸借に関する証明書(使用期間は1年以上)	×	所有車両がレンタル車両のみの場合等については検討が必要だが、これまで事例はない。	○	○	×		○	①			
	神戸市	○	○	車両の貸借に関する証明書	×		○	○	×		○	⑥			
	姫路市	○	○	賃貸契約書の写し、使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	①			
	尼崎市	○	○	申請者名義以外の場合、車両の貸借に関する証明書(別紙添付様式)を添付してもらう。	×		○	○	×		○	①,②			
	西宮市	○	○	車両の賃貸に関する証明書	○	1年以上の使用期間を有する。 使用の目的が収集運搬であること。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	①,⑥	収集運搬業審査要領		
29	奈良県	○	○	車両の貸借に関する証明書(借用の場合のみ必要。使用の場合は不要)	○	①借主または借主の従業員が当該車両を使用するものであり、貸主または貸主の従業員が当該車両を使用するといった貸主が借主の名義で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業を行うものではないこと。 ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自ら当該車両を産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業に使用するものではないこと。 ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、借主以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業者に重ねて当該車両を使用させるものではないこと。	○	○	○	(1)の③と同じ	○	③	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項第3号		
	奈良市	○	○	車両の貸借に関する証明書	×		○	○	×		○	①			
30	和歌山県	○	○	車輛の使用権原に関する証明書	×		○	○	×		○	⑥	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請等の手引き	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/032200/syusyuunpan.html	
	和歌山市	○	○	車検証の使用者欄に申請者名の記載がなければ、使用承諾書の原本または賃貸契約書の写しが必要。	×		○	○	×		○	①			
31	鳥取県	○	○	車検証の写し、賃貸契約書もしくは使用承諾書の写し	○	5年以上の車両賃貸借期間を有する。 もしくは少なくとも1台以上が上記条件を満たすこと。	○	○	×		○	⑥			
32	島根県	○	○	賃貸借契約書等の写し	×		○	○	×		○	①,②			
33	岡山県	○	○	借上契約書等の写し、車検証の写し	×		○	○	×		○	⑥	産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き、変更等届出の手引き	http://www.pref.okayama.jp/so-shiki/30/	
	岡山市	○	○	賃貸契約書や使用承諾書の写し等、権原のわかるもの	×		○	○	×		○	①			
	倉敷市	○	○	・賃貸契約書の写し ・使用承諾書の写し	×		○	○	×		○	①			
34	広島県	○	○	賃貸借契約書等の写し(賃貸借契約において借主の運行管理責任が明示されていること)	×		○	○	×		○	⑥	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/123244.pdf	
	広島市	○	○	賃貸借契約書の写し、その他の使用する権原を有することを証する書類	×		○	○	×		○	①,⑥	広島市産業廃棄物処理業許可事務要領		
	呉市	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し等の使用権原を有することがわかる書類	×		○	○	×		○	①			
	福山市	○	○	賃貸借契約書の写し等	×		○	○	×		○	⑥	産業廃棄物行政事務便覧[収集運搬業編]		

都道府県 政令市	(1)許可申請時				(2)変更届出時				(3)根拠法令等			
	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②添付書類 ○:有 ×:無	③条件 ○:有 ×:無	④特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①登録の可否 ○:できる ×:できない	②条件 ○:有 ×:無	③特管廃棄物の場合 ○:同じ ×:異なる	①:廃掃法及び政省令 ②:国の関係通知等 ③:条例・規則 ④:指導要綱・指針等 ⑤:その他文書による行政指導 ⑥:産廃処理業許可関係取扱 要領等の関係事務処理内規 ⑦:その他	名称	URL	その他	
35 山口県	山口県	○	○	使用する権原を有することが確認できる書類であれば、書類の種類は限定していない。	○	○	○	①				
	下関市	○	○	自動車検査証の写し、賃貸借契約書の写し	○	○	○	①				
36 徳島県	×			○	○	○	⑥	担当者手引き				
37 香川県	香川県	×			○	×	①					
	高松市	○	○	使用承諾書の写し	○	×	②					
38 愛媛県	愛媛県	○	○	賃貸借契約書の写し等の継続使用権原の確認できる書面	○	×	①					
	松山市	○	○	車検証の写し	○	×	⑥	産業廃棄物関係許可申請等マニュアル(収集・運搬業)	<a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/kurashi/seikatukankyou/sanpai/sanpaiyuunkyoka.files/manual_kyoka">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/kurashi/seikatukankyou/sanpai/sanpaiyuunkyoka.files/manual_kyoka</a>			
39 高知県	高知県	○	○	車両の貸借および使用に関する証明書(県の指定様式)	○	×	⑦			慣例によって取り扱っている。		
	高知市	○	○	使用する権原を有することを証する書類(車両の貸借および使用に関する証明書)	○	×	①,②,③,④,⑤,⑥					
40 福岡県	福岡県	○	○	使用する権原を有することを証する書類	○	○	⑥	産業廃棄物収集運搬業審査マニュアル				
	福岡市	○	○	賃貸借契約書の写しまたは使用承諾書	○	×						
	北九州市	○	○	施設使用承諾書(様式第3号)または賃貸借契約書の写し等	○	○	①					
	大牟田市	○	○	①賃貸借契約書の写し(貸主と借主の確認)または使用承諾書(借主の使用権の確認) ②車検証の写し(貸主の所有権の確認)	○	○	①					
	久留米市	○	○	車検証の写し、賃貸借契約書の写し、使用承諾書の写し	○	×	①					
41 佐賀県	×			○	×	⑥,⑦				陸運支局の指導に基づく。文書による定めはない。		
42 長崎県	長崎県	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	○	×	①					
	長崎市	○	○	自動車検査証や貸渡証の写し等、許可期間と貸借関係のわかる書類	○	×	⑦			内規等定めていない。		
	佐世保市	○	○	「土地・建物・車両等使用承諾書」(市様式)または使用契約書の写し等使用する権原を有することを証明する書類	○	○	①					
43 熊本県	熊本県	○	○	使用承諾書	○	○	①					
	熊本市	○	○	賃貸借契約書の写しまたは使用承諾書	○	×	①,②					
44 大分県	大分県	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	○	○	⑥	HP公開資料の「産業廃棄物収集運搬業許可申請必要書類一覧表」等	<a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/gyoukyoka.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/gyoukyoka.html</a>			
	大分市	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	○	○	①					
45 宮崎県	宮崎県	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	○	×	⑥	産業廃棄物許可関係審査表				
	宮崎市	○	○	車検証の写し(車検証で使用権原がわからない場合は、使用承諾書の写し等)	○	×	①					
46 鹿児島県	鹿児島県	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	○	×	①					
	鹿児島市	○	○	車両使用承諾書	○	×	①					
47 沖縄県	○	○	賃貸借契約書または使用承諾書の写し	○	○	①,②,⑥						
		○ 98 × 13 計 111	○ 98 × 0 計 111	○ 39 × 59 計 111	○ 111 × 0 計 111	○ 99 × 12 計 111	○ 39 × 60 計 111	○ 111 × 0 計 111	① 69 ② 13 ③ 2 ④ 3 ⑤ 5 ⑥ 33 ⑦ 14 計 139			





全産廃連発第 25 号

平成 27 年 4 月 27 日

各都道府県・廃掃法政令市  
廃棄物行政主管部(局)長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
会長 石井 邦夫

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可の申請等における  
レンタル車両の取扱いについてのご照会

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では収集運搬部会を設置し、産業廃棄物収集運搬業を取り巻く様々な課題についての検討を行い、資質向上に向けた取り組みを実施しております。

その一環として、「(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可の申請」及び「(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る変更の届出等」における貴自治体のレンタル車両の取扱いについて把握し、今後の収集運搬部会での検討資料に資したいと考えています。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、添付いたしました調査票にご記入いただき、ご返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら平成 27 年 5 月 15 日(金)までに FAX にてご返信くださいますようお願い申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、調査にご協力下さいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。なお、調査結果はご報告をさせて頂く予定です。

以上

〔お問い合わせ先〕

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

※ 「調査票」のデータを希望される方は、上記アドレスまでメールをお寄せ下さい。



# 調査票

返送先：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

※ 送付状を付けずに本紙のみ FAX 下さい。

## ■ 回答者情報

都道府縣市名：	部署名：	
氏名：	役職：	
TEL：	FAX：	E-mail：

※該当する項目の枠内に✓を記入してください。

**質問 産業廃棄物収集運搬業の許可申請時及び変更の届出時において、レンタル車両を事業の用に供する施設とすることができますか。**

### 1. 産業廃棄物収集運搬業の許可の申請において

①できる

⇒(ア)使用する権原を有することを証する書類として添付しなければならない書類は何ですか。ご記入ください。

例) 賃貸契約書の写し、使用承諾書の写し

⇒(イ)その際の条件はありますか（レンタル車両のみに求められる条件に限る）。

a ある（↓にご記入ください）

b ない

例) ○年以上の車両賃貸借期間を有する、レンタル車両の保有割合は○%であること

②できない

**1-1. 以上の取扱いは、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請においても同じですか。**

①同じ

②異なる

⇒(ア)異なる点をご記入ください。

--

**2. 産業廃棄物処理業に係る変更の届出において**

①できる

⇒(ア)その際の条件はありますか(レンタル車両のみに求められる条件に限る)。

a ある:「1.(イ)」と同じ

b ある:「1.(イ)」の他(↓にご記入ください)

c ない

②できない

**2-2. 以上の取扱いは、特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出においても同じですか。**

①同じ

②異なる

⇒(ア)異なる点をご記入ください。

**3. 以上の取扱いは、以下のどれに基づきますか。**

①廃掃法及び政省令 ②国の関係通知等 ③条例・規則 ④指導要綱・指針等

⑤その他文書による行政指導

⑥産業廃棄物処理業許可関係取扱要領等の関係事務処理内規

⑦その他( )

⇒③条例・規則、④指導要綱・指針等、⑤その他文書による行政指導、⑥事務処理内規の場合はご記入ください。

名称;( )

参照 URL;( )

以上で、ご質問を終わります。ご協力ありがとうございました。